

# 平成22年度事業計画

## 1. はじめに

司法書士制度は、これを取り巻く政治、経済、社会情勢の激しい変化と同様に大きな環境の変化に直面している。法曹人口が大幅に増員される事態は、司法書士の資格制度の基盤を揺るがしかねないが、われわれは常に国民の権利保護の観点から充実した制度の確立に向けてたゆまぬ努力を重ねていかなければならない。

司法書士業務の根幹である登記業務についていえば、130有余年にわたり我が国のこの制度を支えてきた自信と誇りを確固たるものにし、専門性に一層の磨きをかけるとともに高い倫理性の維持、向上を図りながら引き続き社会の信頼と期待に応えていかなければならない。平成20年1月に導入された不動産登記オンライン申請の特例方式は、会員の努力により、一定の成果をみてきたところであるが、平成23年2月14日に導入が予定されている新オンライン・システムが、最大のユーザーである司法書士の要請を大きく取り入れたものとなることが発表されており、これに対応した態勢を整えていくことが肝要である。

平成18年の会社法施行により、商業登記手続きも大きく変容したが、引き続き研修の充実等を図ることにより、制度の唯一の担い手としての自覚を高めていかなければならない。

本人訴訟の支援者、伴走者としての役割は、簡裁訴訟代理等関係業務に取り組むこととなって以来その存在意義は大きくなりつつあると言えるが、司法制度改革審議会が提示した制度見直し時期が迫っており、これまでに増して司法書士に対する簡裁訴訟代理権の付与が、国民の司法アクセスの向上に必須、不可欠であることを社会に対して認知させていく努力が必要とされている。

成年後見制度は、その創設以来10年の記念すべき時を迎えたところであるが、多くの会員の真摯な努力により、今や司法書士職能をして他の追随を許さない能力と実績を備えたことができる。国民の3人に1人が65歳以上という高齢社会にあつて制度の重要性はますます高まっている。社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携し、制度の充実、発展に向けての支援活動を強化し、多くの会員が成年後見業務を遂行しうるよう努めていかなければならない。

裁判外紛争解決手続きにおいては、法務大臣の認証を得た対話促進型の民間紛争解決機関として、これまで同様その実績を積み重ねていかなければならない。

本会の相談活動については、法テラスの連携窓口として設置した総合相談センターの運営の充実と円滑化を一層図る必要性が高い。

綱紀問題については、執務姿勢の適正化を図るとともに、適切な判断により会員指導を行っていく必要がある。

次期司法書士法改正については、司法書士の独自性と専門性がより発揮できるような方向性を見定めた対応をしていかなければならない。

会員への業務関係諸情報の提供については、日本司法書士会連合会との緊密な連絡のもと、一層の充実と迅速性を旨として取り組むべきである。

本会の事務局の運営については、効率的な事務管理と処理を目指し、また職員が安心して執務に従事できるような措置を引き続き講じていかなければならない。

## 2. 基本姿勢

本会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

- (1) 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。
- (2) 高度情報社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備の改善を推進する。
- (3) 簡易裁判所等における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。
- (4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

### 3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、事業を遂行する。

特に、不動産登記法、会社法等に対応するとともに、以下の事業に重点を置く。

#### ① 法改正対策

昨年同様、不動産登記法、会社法等に伴う業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。

また、オンライン申請手続のシステム変更が予定されていることから、より一層、オンライン申請の普及、促進につき、会員の事務所における環境整備を図るとともに、法務局に対しても情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

また、改正司法書士法の附帯決議の実現ならびに懲戒制度、一人法人化等の司法書士法の改正への対応を図る。

#### ② 司法・司法書士制度対策

平成15年に制定された「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。

平成17年に設置した「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業への積極的な対応を図る。

平成18年に設置した「東京司法書士会調停センター」は、ADR法に基づき全国で22番目に認証を受けたが、司法書士会による裁判外紛争解決機関として、広く一般の人々に利用していただくために、より一層その充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

#### ③ 組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

#### ④ 成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図る。

#### ⑤ 消費者問題への対応

自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の設置にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。